

# 新たな地域コミュニティ支援事業（中間支援組織の活用）

## ◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用し、校区等地域において形成された地域活動協議会の運営など、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的とする。

## ◆実施体制

公募型プロポーザルにより決定した委託事業者（中間支援組織）が設置する「まちづくりセンター」に、業務責任者及びアドバイザー、地域まちづくり支援員を配置する。

- ・業務責任者：「まちづくりセンター」において、業務を総合的に把握し、かつ、調整を行い、「地域まちづくり支援員」を指揮監督するとともに、常に、区役所と連絡が取れるもの。（アドバイザーとの兼務可）
- ・アドバイザー：「まちづくりセンター」において、地域まちづくり支援員を指導及び助言する。
- ・地域まちづくり支援員：業務責任者の指揮監督に従い、下記の「具体的な業務」に従事するもの。受託者において、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有し、地域事情に精通した者を配置する。

## ◆具体的な業務内容

### (1) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

- ア 若い世代など幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- オ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- カ 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- キ NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
- ク 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

### (2) その他

- ア 相談や受付体制の構築
- イ 業務計画書の作成
- ウ 業務報告書の作成
- エ 連絡調整会議の参加と協力
- オ 調査研究による地域支援機能の向上

◆委託期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

中間支援組織イメージ図

